正岡地区タウンミーティングでいただいた意見と市の対応

『テーマ：正岡地区のまちづくりについて』　令和元年7月23日（火）19：00～

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ☆ | 意　見　の　内　容 | 対応可能性と対応時期 | 対応策または不可能な理由等 | 担　当　課 |
| 1 | 　北条ふれあいセンターにＡＥＤを設置してほしい。 | ■可　能□対応済■今年度中□次年度以降□検討中□不可能□その他 | 　松山市では、松山市役所庁舎や学校、公民館などに現在、６４１台のＡＥＤを設置しています。北条ふれあいセンターは、年間１万人以上の利用があり、また近隣にＡＥＤを備えた施設がないことから、今年度中の設置に向け準備を進めています。 | 人権啓発課重谷　典男089-948-6386 |
| 2 | 　昨年の豪雨による災害復旧も大事だが、八反地区が要望する申請工事も別枠で進めてほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 昨年度（平成３０年度）は７月豪雨災害で被災された方が１日も早く元の生活に戻れるよう、復旧事業を優先して進めていましたが、今年度（令和元年度）は、農道２件（辻池の西側と奥ノ池の西側）の工事を進めるとともに、水路１件（北条配水池の北側）の工事を行う予定です。その他、頂いている要望は、土地改良区や八反地区の皆さんと工事の緊急度や費用対効果を協議し、優先度の高い案件から事業を進めていきます。 | 農林土木課大政　貴史089-948-6573河川水路課河野　雅憲089-948-6838 |
| 3 | 　立岩川の正岡各地区への取水口は雨のたびに土砂が流入し用水路が砂で埋まるので、対応してほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 　立岩川からの取水口にたまる土砂撤去などの日常的な維持管理は、土地改良区にお願いしているものの、豪雨などにより大量の土砂が流れて地元で撤去が難しい場合には、状況を確認した上で対応します。また立岩川の川底にたまる土砂撤去について、河川管理者の愛媛県から下記の回答がありました。【愛媛県中予地方局 河川砂防課】地元から要望をいただければ、近隣の河野川や粟井川などの堆積土量を比較検討し、土砂撤去を行います。愛媛県中予地方局 河川砂防課　089-941-1111（内線436） | 農林土木課大政　貴史089-948-6573 |
| 4 | 　農家用の空き家が増えているが、農家以外の人が入手して住める制度をつくってほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域として、開発や建築など、市街化を助長する行為が厳しく制限されているため、そこに建てられる家は、農業従事者のための農家住宅や都市計画法の許可を得た分家住宅、市街化調整区域にお住いの人のために必要な店舗（併用住宅を含む）に限られています。国の開発許可制度運用指針に沿って定められた松山市の運用基準では、適法に建築され原則１０年以上使用された家で、相続人がいないなど、特にやむを得ない事情により都市計画法上の用途変更が認められた場合に、農業従事者以外の方が購入して住むことができます。 | 建築指導課　中矢　浩史089-948-6468 |
| 5 | 転落事故防止のため、水路２カ所（①中西内１号線に連結する農道と県道北条玉川線の交差点北の農道水路と中西内集会所北側農道②県道粟井浅海線の交差点南側の農道水路）に道路照明灯を設置してほしい。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | 【道路照明灯の設置について】道路照明灯は日本道路協会の基準に基づき、市街地の道路や信号機のある交差点または横断歩道があるところへ設置されるため、ご指摘の場所への設置は難しいです。【防犯灯の設置について】夜間の安全対策として、防犯灯の設置費用を助成しています。ご指摘の場所周辺は田畑が多く、防犯灯の明かりで作物の育成に影響が出ることも考えられるため、隣接する地権者と十分な協議をいただいた後、町内会から市民参画まちづくり課に申請（９月末までの申請分は１０月に審査の上、決定）してください。なお、町内会等が、電気代の負担や維持管理をしていただくことになります。【ガードパイプの設置について】水路への転落防止策としてガードパイプを設置する方法があります。水路掃除や隣接する家の方の出入り等に影響が出ることから、周辺地権者の同意を得た上で、農林土木課に申請してください。 | 農林土木課大政　貴史089-948-6573市民参画まちづくり課木山　聡江089-948-6736農林土木課大政　貴史089-948-6573 |
| 6 | 民生委員は７５歳で定年と聞いているが、次のなり手が決まらないので定年を伸ばすことはできないか。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降■検討中□不可能□その他 | 松山市では、「民生児童委員改選時の年齢要件として７５歳未満の人を選任するよう配慮する」という厚生労働省からの通知により、原則７５歳未満の人を選任しています。全国的に後継者不足等の課題があることから、次回（令和４年度）の一斉改選までに、各地区の選任状況や他の自治体の取り扱い状況、地域福祉の関連団体の意見を聞くなどして、年齢要件の緩和について検討していきます。 | 生活福祉総務課仙波 秀幸089-948－6397 |
| 7 | 立岩川の橋のところの歩道は、夜に歩いていたら高い草が生えていて気味が悪いので、どうにかならないか。 | ■可　能□対応済■今年度中□次年度以降□検討中□不可能□その他 | 現場の状況を確認した上で、ご指摘の場所を管理している国土交通省に除草について確認したところ、下記の回答がありました。【国土交通省松山河川国道事務所】今年度（令和元年度）は８月下旬に草刈りを行う予定です。 | 道路管理課久保　京介089-948-6471 |
| 8 | 地区内にある危険なブロック塀の対応を、市と地域が連携して取り組めないか。また、撤去や補強に対する松山市の補助制度はないのか。 | □可　能□対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能■その他 | ブロック塀は個人の財産であり、所有者が適切に維持管理する必要があります。松山市には現在、撤去や補強の補助はないものの、市民の皆さんから頂いた情報を基に、市職員から所有者へ適切な管理をお願いするとともに、周知・啓発をより強化し、安心安全なまちづくりに努めています。 | 建築指導課　烏谷　昌正089-948-6512 |
| 9 | 建物が古く耐震性がないと思われる正岡公民館が避難場所になっている。どうして正岡小学校が避難場所にならないのか。 | ■可　能■対応済□今年度中□次年度以降□検討中□不可能□その他 | 正岡公民館は、平成１８年に実施した耐震診断の結果により、必要な耐震性能を満たしている施設であることを確認しています。避難所の開設に当たっては、災害の種別や状況に応じて、建物の安全性が確保され、避難者の受け入れができる施設の中から、暑さ寒さ対策を考慮し、冷暖房設備のある公民館を第一順位としています。なお、公民館への避難者が増え、避難できない状況が予想される場合は、順次、近くの小学校や中学校などを避難所として開設しますので、テレビのデータ放送や携帯電話のメール・アプリなどで、避難情報や避難所の開設情報を確認し、早めの避難をお願いします。 | 学習施設課大野　慎吾089-948-6831危機管理課池田　篤司089-948-6794 |
| 10 | 以前、市ホームページにホタルマップを掲載していたが、ホタル情報があれば、他地区の方も見に来られると思うので、またホームページに出してもらえないか。 | ■可　能□対応済■今年度中□次年度以降□検討中□不可能□その他 | 市ホームページに掲載していたホタルマップは、生息環境への影響を心配するご意見等により、平成２５年に削除しました。このたびのご意見を受けて、地元のホタル保護活動団体等の方々と協議の上、ホタルの保存活動等の情報を可能な範囲で掲載したいと考えています。また、まちづくり協議会が主催するホタルイベントや見学会がありましたら、松山市まちづくり協議会のフェイスブック「松山市まちづくり協議会情報局」で告知できますので、まちづくり協議会を通して市民参画まちづくり課までご相談ください。 | 環境モデル都市推進課西窪　麻美089-948-6434市民参画まちづくり課浅田　明子089-948-6963 |